

インドネシアに於けるイスラーム教 に関する一二の問題について

(1) Adat 法と Shari'a の相剋と妥協

岩 本 裕

1.

adat とはアラビア語 'ada の転訛形で、マライ語、ジャヴァ語のみならず、インドネシアの多くの言語に、この語形で採り入れられている。アラビア語の 'ada はイスラーム教の教法 shari'a に対して '慣習', 'しきたり' を意味し、従って adat はインドネシアに於ける先イスラーム的な一切の慣習を意味し、その一切を包括する名称である。すなわち、adat とはインドネシアに於ける或る地域 (または国) の法律・慣習を総括する名称であるが、インドネシアに於ける adat 全体の中で法律に関する部分を研究した学者は '慣習法' という語を用いないで、一般に (オランダ語で) Adatrecht という語を用いている。従って、Adatrecht とはイスラーム以前の法慣習のすべてを総括する名称であるが、周知のように、インドネシア特にジャヴァに於いては、歴史的に見てインドネシアの民族文化の上にヒンドゥ文化が重なり、さらにイスラーム文化が重なって、それらは互いに混淆し、あるいは夫々に動き、かなり複雑な様相を呈しているのであって、先イスラーム的な要素と言っても、しかく簡単ではない。民族文化の基底を固持するもの、ヒンドゥ文化をそのまま受容したもの、さらには両者が合揉されて判別しがたいものなどが雑然と存在するのが実状である⁽¹⁾。インドネシアに於ける先イスラーム的な法慣習もその例に洩れず、民族文化に根ざすものとインドの法典に由来するもののが雑然と同居し混在していることが知られている。

さて、インド文化の波及とともにインドの法律書も将来され、特にジャヴァに於いては古代ジャヴァ語に翻訳され、あるいはそれを基にして新らしく法典の編述されたことが知られている。爾来、その伝承はジャヴァに於けるイスラーム文化の伝播以後にはバリ島に伝えられ、今日幾篇かの法典の伝えられていることが報告されている⁽²⁾。今、それらの中で主要な文献の名を列挙すると、Kuṭāramānava, Śārasamuccaya, Svāra

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

Jambu, Śivaśasana, Pūrvāgama, Devāgama などである⁽³⁾が、就中最も著名であり権威の認められていたのは、第一に挙げた Kuṭāramānava である。この文献は Kēdiri 朝の時代に行われたと考えられる Kuṭāraśāstra とインドの『マヌ法典』Mānava-dharmaśāstra に溯る Mānavaśāstra との合揉されたものと考えられるが、なお Kuṭāra の意義は明かでない⁽⁴⁾。14世紀の中葉頃に属する Bendasari 銅版碑文 (Oud-Javaansche Orkonden. No.85) に Kuṭāramānava の名が見え、Majapahit 王朝の最盛期に最も権威ある法典として認められたことが知られる⁽⁵⁾。すなわち、この碑文は土地の所有をめぐる係争に関する民事事件の記録で、Dharmaprawakta (法の宣示者)、Wyawahāricchedaka (訴訟の裁断者) と記される 6 人の判事が如何にして判決に達するかの方法を記述しており、Majapahit 王朝の治下に於ける司法制度の一端を示す貴重な資料なのである⁽⁶⁾が、これによると、その手続は次のようである。すなわち、判事は原告と被告の申立てを聴取したのち、慣習に従って、事件に無関係な若干の地方民に事件に関して諮問する。判事は法典に記された条文の規定、地方の慣習、先例および宗教者・老人の意見を考慮し、最終的には Kuṭāramānava に述べられている原則に従って判決するというのである。茲に注意すべきことは、最終的には Kuṭāramānava の原則に従いながらも、先例を含めて慣習法が相当に大きな役割を占めているという事実である。かくして、ヒンドゥー＝ジャヴァ時代に於いてはインドの法律体系が原則的に施行されながらも、土着の法慣習によって影響を受けていることが知られるが、中には本質的に改変されている場合も見られる。例えば、妻の側からの離婚に関する規定など、その好適例であろう。

Kuṭāramānava による⁽⁷⁾と、結婚に先きだつて花婿から花嫁に婚資 *sulka* を支払わねばならないが、婚資が支払われた後でも、花婿に肉体的欠陥なり悪疾 (特に身体の外から見えない部分にあるもの) なりがあるとき、また花婿が狂気・陰萎・癩痢であるときは、娘は合法的に結婚を拒否しうるのであり、そのような場合には、単に婚資を返却すればよい。また、結婚した後でも、同じ理由で女は離婚をもとめる権利が与えられていた。さらに、妻は単に夫が嫌いであるという理由で、夫に離婚をもとめることもできた。ただし、この場合には、婚資を 2 倍にして返さねばならなかった。このような規定は明かに土着の慣習に基づくものであって、インドの法典には絶対に見られないところであり、インド法の精神に背馳するところであるといわねばならぬ⁽⁸⁾。

次に、ある不慮の場合に、妻は夫が生存していたとしても、規定された期間の後には、他の男と結婚して差支えなかった。その条件と期間は次のようであった (143, 254-256)。

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

- ① 夫が神聖な宗教上の義務・難行あるいは他の勝れた仕事のため、外国に行って帰らない場合…………… 8年
- ② 夫が学業のため、外国に行って帰らない場合…………… 6年
- ③ 夫が商業・航海あるいは財産の獲得のため、外国に行って帰らない場合…………… 10年
- ④ 夫が外国に行って、第二の妻を娶った場合…………… 3年
- ⑤ 夫が遠国に旅行した場合…………… 4年
- ⑥ 上記②, ③, ⑤以外の理由で、夫が不在の場合…………… 4年
- ⑦ 夫が狂気・癲癩・陰萎あるいは男性としての能力の欠けている場合…………… 3年
- ⑧ 夫が失踪し行方不明の場合、旅行の途中で死亡した場合、または出家した場合…………… 0

これらの規定が『マヌ法典』IX. 76の規定⁽⁹⁾に準拠していることは明かであるが、さらに詳細に規定されていることが注意されねばならない。ジャヴァ法では、さらに引続いて、

(257) 妻が夫を嫌悪する場合、夫は一年間待たねばならぬ。その後において、嫌悪が続くときには、妻に婚資の二倍の額を返却させよ。

と規定するが、これも明かに『マヌ法典』IX. 77の規定⁽¹⁰⁾に準拠している。『マヌ法典』はさらに引続いて、妻が酒を飲み・品行が悪く、あるいは不妊の場合など、夫が妻を取りかえて差し支えない場合を規定するが (IX. 80, 81)、ジャヴァ法では上述の一ヶ条のみが夫に関して規定されているに過ぎない。しかも、ジャヴァ法に於いて興味ある規定として

(142) 男が女と喧嘩をした場合、男は 20,000 金⁽¹¹⁾の罰金が科せられる。女が結婚している場合には、その夫に同額が支払われねばならぬ。

と記されている。こうして、ジャヴァ法はインド法典に準拠しながらも、増補あるいは削除を行って、ジャヴァの法慣習に合致させていることが知られるのであるが、上述した諸条項を見るとき、古代ジャヴァに於いてはインドの古代に於けるよりも女性の位置の高かったことが知られるであろう。インドの法典によれば、妻の側からの離婚がありえたとは考えられず、まして再婚の可能性は全くなかったのであり、未婚の寡婦さえ存在したのであるから、その社会的位置は想像に余りあるものがある。

2.

前節に記述したところから、われわれがインドネシアに於ける先イスラーム的な法慣

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

習を総称して‘Adat 法’と言うとき、純粋に土着のものとヒンドゥ的なものとの、既に互に混淆し融合した法慣習をすべて包括するものであることが知られよう。ジャヴァのみに関して言えば、それはヒンドゥ＝ジャヴァ的な法慣習であると言うべきである。

さて、インドネシアに於ける Adat 法の価値なり意義に関して検討する場合に問題となることは、Adat 法の価値に関して、また Adat 法とイスラーム教の教法シャリーアとの関係について、不断の論争が行われてきたし、また現在も行われているという点である。この点がインドネシアに於いて特殊なシチュエーションをなしているのであって、時に歴史の上に波紋を投じたことも一再ではない。特に、他のイスラーム諸国に於いては完全にイスラーム化されている婚姻法・親族法・相続法などの部門に於いて、インドネシアでは Adat 法が絶えず shari'a に挑戦しているのである。その興味ある例として、中部スマトラの Minangkabau 族の間に於けるアダット党とシャリーア党の争いに就いて述べてみることにする。

Minangkabau 族は中部スマトラの西海岸地帯に住む種族⁽¹²⁾で、いわゆる Malay 人に属するが、マラッカ＝マライ人、アチエ人あるいはジャヴァ人と異なり、現在も伝統的な母系制を保っていることで著名である。Minangkabau 族の間に於ける母系制では、夫と妻とは一つの家庭を構成しないで、別の氏族 suku に属する。従って、男の財産の相続者は彼が他の氏族の女に生ませた自身の子ではなく、彼の姉妹の子である。子供たちに対して最高の権威を持っているのは、妻の兄弟もしくは妻の母方の叔父であって、子供たちの父親ではない。また、結婚関係は極めてルーズで、女は初潮を見る年齢に結婚させるが、永続することは稀で、女は20才になるまでに夫を五六度換えることも稀でないという。このような母系制に対し、父系制を基調とする shari'a の信奉者がこれを排撃したことは当然であろう。しかし、Minangkabau のイスラーム教徒の間では、むしろ高い教養を具えた者が shari'a に反抗して、伝統的な母系制を固執しようとしているといわれる。こうして、Minangkabau 族の間には、アダット党とシャリーア党とが数世代に亘って存続し、両者の軋轢は過去150年の歴史を持っているのである。すなわち、このような紛争を生じた原因は、19世紀前半に於ける Padri 戦争にあったのである。周知のように、18世紀の初めにアラビアに於いて Muhammad ibn Abdul Wahhab (1703-1792) がイスラーム教の改革を起したのであるが、1745年以後ナジド地方の豪雄 Muhammad ibn Sa'ūd (1726-1765) の軍事力を背景に、強大な Wahhabi 王国を興し、その勢威は ibn Sa'ūd の子 Abdul Aziz ('Abd al-'Aziz al Sa'ūd), その子 Sa'ūd ibn Sa'ūd (1803-1814) の時代を通じてアラビアを席卷し、従って Wahhabi 運動はイ

スラーム世界に深甚な影響を及ぼさずにはいなかった。アラビアと往来の激しかったスマトラも、勿論その例外ではなかった。すなわち、たまたまその頃、Minangkabau 族の一部の者がアラビアの Mekka へ巡礼に赴き、Wahhabi 派の清教徒的改革の洗礼を受けて帰り、みずからの種族の伝統的慣習がコーランの掟に違うことから、改革の烽火をあげた。彼等は Mekka への巡礼に際して、スマトラ北岸の Pedir を経て旅行したことから「ペディルの人々」と呼ばれていた。すなわち、Minangkabau 族の間では、「ペディルの人々」とは狂信者の名称とされたのである。これより先、ポルトガル人のこの地方へ進出とともに、「教父」padre の布教が行われたので、土着民はキリスト教のみならずイスラーム教の聖職者をも padri と呼んでいたのであるが、オランダ人は前記の狂信者の名称である Pedir と聖職者 padri とを誤って同じものと理解し、結局19世紀の前半に於いて Padri とはイスラーム教の狂信者の総称とされたのである。

さて、前述のように、イギリスがスマトラ西海岸を占領していた 1815 年前後の頃に、Wahhabi 派の影響を受けたイスラーム教徒の一派が、周辺に居住して旧慣を墨守して伝統を保持しようとするイスラーム教徒に対し、憤激して事を起したのが、事の発端である。1818 年から 1823 年までイギリス領 Benkoulén の知事であった Sir Thomas Stamford Raffles⁽⁴³⁾ は、予め Padri たちを籠絡して、Padang の町を荒さないように手をうっていたので、スマトラの西海岸一帯は静穏を続けていたが、奥地の Padang 高原一帯では Padri たちが暴行の限りをつくしたといわれる。すなわち、彼等はこのような暴行にシハード（聖戦）の衣を被せて、反対者すなわち Adat 擁護者を不信の徒と呼んで、これを殺戮したり奴隷にしたりした。この騒動が大きくクローズ・アップされるのは、1820 年に Padri 軍が Minangkabau 王国の王 Raja Alam Muning Shah を追払うて、Padang 高原一帯を占領して暴威を振うたときである。その際、若干の族長は Padang に脱出して、Benkoulén の Raffles に救援をもとめたのであるが、Raffles は対オランダ交渉に忙殺され、また Padri たちとの協約もあり、Minangkabau 族内部の抗争に関心を示さなかった。これより先、1819 年にオランダはスマトラの海岸地帯に進出していたので、Minangkabau 族の族長たちはオランダの介入をもとめた。1821 年 2 月 10 日に Minangkabau 王国の故地をオランダに委譲するという条件で、オランダ当局は族長たちと協定を結び、オランダは正式に Minangkabau 族の内紛に介入し、1821 年から 1838 年に及ぶ所謂 Padri 戦争が始まった⁽⁴⁴⁾。オランダは Padri 軍を打破り、その被害者に救援の手をさしのべたが、事実は僅かの軍隊を派遣したに過ぎず、また相当の期間（1825-1830）にわたって申絶状態にあったにも拘わらず、結局こ

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

の戦争の結果スマトラ中部地帯を征服することに成功したのである。こうして Padri 軍はオランダ軍のために制圧されたけれども、その残存勢力はその後も事あるごとに Adat を攻撃し、shari'a の信奉者としてイスラーム教の律法の遵守を主張しつづけてきた。1952年に、Padri 党と Adat 党の和解工策として大会議が召集され、Minang-kabau 族の聖職者・政治家・役人・大家長などが集って、特に相続法に関して、両者の法律上の矛盾・混乱の融和が試みられたが、無駄に終わった。

3.

しからは、ジャヴァに於いて、shari'a (ジャヴァ語で serengat という) と Adat 法の論争はどのようであったかという点、ジャヴァでは女性の位置に関して両者の論争が続けられており、尽きることのない紛争の種とさえ言われている。一般的に見て、ジャヴァに於ける女性の位置は歴史を通じて概して高いのであるが、妻としての地位は極めて不安定であることが指摘されている。この点に関する特殊な事情とは、ジャヴァに於いては、結婚の50%以上が夫の側から解消されているという事実である。勿論、shari'a は夫にその権利を何時・如何なる場合にも認めているのであるが、イスラーム教徒の地域に於いて父系制の行われているところでは、一般に結婚生活の安定していることが注意されねばならない。その理由は、夫が相当高額の結納金を支払わねばならないからである。ところが、ジャヴァでは、婚資 śulka の残存形式である所謂 tuku は安価な贈物の組合せに過ぎない。従って、男は安価に結婚できるのである。

最近20年来、一夫多妻制に対して強い反対の思潮が起ってきた。それは、全体の2%前後に過ぎない‘同時的な一夫多妻’に対しての反対ではなく、‘継続的な一夫多妻’すなわち安価に結婚できるために妻を若い女と取換えるという習慣に対して起ったのである。しかも、従来から存在した ta'liq-talaq 制もこの重大な社会悪に対して効果はなかった。すなわち、イスラーム法に於いては、周知のように、妻の夫に対する権利は極めて不平等に規定されているのであって、夫の側からの遺棄その他の悲惨な虐待に対して、妻は殆んど無力である。夫は何時・如何なる場合にも自由に妻を離婚しうるし、また同時に4人の女を合法的に妻とすることができる。このような妻に対する虐待を避けるために、ジャヴァおよびマドゥラでは ta'liq-talaq (直訳すれば「離婚の絞殺」) 制が行われている。この制度はジャヴァ語で djandji dalem (「王のもたらした約束」の意) と言われ、17世紀の前半に Mataram 王国の Sultan Agěng がこの命令を出したという⁽⁴⁵⁾。この制度は、結婚式の直後に、妻の親権者および証人(すなわち、結婚式の司事者たる

panghoeloe⁽⁴⁶⁾の前で、次のことを宣誓しなければならないという掟である。すなわち、夫が妻を或る期間のあいだ扶養せず、また便りもしない場合、妻を虐待した場合あるいは他に不適当な行為があった場合、妻が希望するならば、妻は自由になりうるということである。いま、この内容を嚮に記述したヒンドゥー＝ジャヴァ時代の法律の規定と比較してみると、一派の相通するもののあることは、いまさらに指摘するまでもなく、panghoeloe というイスラーム教の聖職者の司宰者の監督の下に、このような儀式的行事が正式に行われることは、イスラーム法も遂に Adat 法を無視しえなかった事実として注目されよう。こうして、上記のごとき理由のある場合、妻は関係の panghoeloe に訴え出て、上記の点で夫の側に明白に落度があり、その証拠があれば、panghoeloe は talāq (離婚) を宣言し、離婚が成立するのである。

さて、インドネシアが独立した今日、共和国政府はこの問題に関し、ヨーロッパ法とイスラーム法とアダット法の諸要素が奇妙に結合している興味ある法案を準備していることが知られている。この法案は次のような顕著な諸点を含んでいる。すなわち、

- ① 極めて稀であるが、小児結婚は全面的にこれを禁止する。
- ② 結婚は登録の役所に登録されて初めて法的に認められる。
- ③ 婚約者は互に健康診断書を交換しなければならない。
- ④ 夫と妻の相互の権利と義務とは、一部はオランダ法に必要な変更を加えて、その用語で規定し、一部は shari'a の術語を用いて規定する。
特に一夫多妻の場合に於ける夫の義務に関しては、shari'a の規定に従う。
- ⑤a. 一夫多妻は社会の為にのみ許さるべきである。
 - b. 夫は既に結婚している妻の同意なしに、第二・第三の妻を娶ることはできない。
 - c. 夫は自身の健康が多妻に耐えうるという医師の証明を必要とする。
 - d. 夫は一つ以上の家計を維持しうる経済的な能力を有することを証明しなければならない。

などである。そして、この規定に違反する場合には、一部分はオランダ法の条文に由来し、一部分は地方的な Adat 法の諸規定に由来し、また talāq 規定に基づいて、明確に規定されている場合に、判事は結婚を解消さす権限が与えられる。しかし、この法案の意図に於いて、イスラーム教徒の夫が妻を離婚しうるか否かは、この法案の最終的な立法上の仕上げを俟たねばならないし、今のところ施行の見込みはうすいと言われている。

しかし、茲に十分に考察すべき点の潜んでいることが忘れられてはならない。今日の

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

共和国政府の要人は殆んどが嘗ての民族運動の指導者であり、またその流れを汲む者である。彼等の中の急進派は、第二次世界大戦以前には、オランダ領東インドの18の行政地域に於ける種々雑多な Adat 法は国家の統一と近代化の障害であると論じ、一つの汎インドネシア国家、一つの公用語、そして一つの法律を理想としていた。彼等は Adat 法のみでなく、イスラーム教徒でありながらも shari'a さえも拒否していた。彼等は終始反ヨーロッパ的態度を保ちながらも、なお法律のみはヨーロッパ法の体系が全面的に採用さるべきであると信じていたのである¹⁷⁾。しかし、彼等がひとたび為政者の立場に立つと、現実の事態は理想と相隔ること相当なものであった。結局、ヒンドゥ=ジャヴァ的な要素、イスラーム的要素、そしてヨーロッパ的要素を妥協させ調和を計るよう努力しなければならないという皮肉な役目を背負わなければならなかった。事実、以前のオランダ当局も屢々インドネシアの民衆の幸福を考えて（という口実の下に）、私法のヨーロッパ法体系による整理と統合の可能性を考慮したことがあった。しかし、当時のお土着民の間に効力を持った Adat 法の単一化さえ、繁雑きまわりない試みであることが明かにされ、遂に法案が提示されたことさえなかった。ただ、近代的な企業あるいは通商貿易の結果として、ヨーロッパ法の諸要素がインドネシアの民衆の生活の中に侵入してきていることは事実であり、従ってこのような近代的な必要に応じて若干の対象ごとに法令がその都度発布されてきたし、また現在でも、この過程は行われているのである。しかし、このことは必要に応じての新らしい法律の採択であって、詮じつめれば糊塗策であり弥縫策であることも事実である。この場合、われわれにとって重要なことは、Adat 法がインドネシアの近代化に障害になるか否かは別問題として、Adat 法がインドネシアの民衆の法律生活の凡ゆる局面に、現在もお効力を有しているという事実である。すなわち、ジャヴァ的な——弘く言ってインドネシアの民族的な要素とヒンドゥ的な要素とが、いわば弁別しがたいまでに混淆して法慣習を作りあげ、それが現在もお牢固として根を下ろし根を張っているという事実である。そして、この事実は、インドネシアの政治・経済その他あらゆる文化の各局面を考察するに当って、決して忘れられてはならないということである。(1961. 10. 10)

註

- 1) インドネシアに於ける民族文化・ヒンドゥ文化、そしてイスラーム文化の積層と混淆の実状は、古くから文学作品を産み出したジャヴァに於ける文学の伝統に明瞭に看取される。いま、その大要を述べて参考に資することにする。文学という語を広義に解釈すれば、ジャヴァに於ける最初の文学作品はサンスクリット語の碑文である。すなわち、5世紀に於ける Pūrṇavar-

man の碑文をはじめとして、732 A. D. の年次を有する Sañjaya 王の Cangal 碑文など、いずれもサンスクリット語の格調ある詩で書かれており (CHHABRA, B. Ch.: Expansion of Indo-Aryan Culture during Pallava Rule, as evidenced by Inscriptions. J. & Pr. ASBengal, Letters Vol. 1, 1935, pp. 31-37), 殊に後者のごときインド文学に於けるカーヴァ作品を模倣した優秀な詩篇である。サンスクリット語碑文の伝統はその後も続き、Airlānga (Erlangga) 王 (1006-1049 A. D.) の Penangungen 碑文のごときも、上記 Cangal 碑文に比すべき傑作であるが、9世紀以後に於いて古代ジャヴァ語の碑文が現われたことは、ジャヴァ文化史上に注目すべき事実である。すなわち、ヒンドゥ文化の普及・浸透に伴って、土着の民族文化が醸成され、文化史の表面に現われた最初であるからである。この言語はわが和漢混濁文に似た文体で、サンスクリット語の単語を中心に固有のジャヴァ語により書き流したもので、10世紀以後に於いてはインドの文学特に Mahābhārata, Rāmāyaṇa の翻訳、さらには翻案・改作が現われるに至った。こうして、クディリ Kēdiri 王朝の時代 (929-1222) 以後、シンガサリ Singasari 王朝 (1222-1293) を経てマジャパヒット Majapahit 王朝の時代 (1294-ca. 1520) に至る約六世紀の間に栄えた古代ジャヴァ語の文学は特にカヴィ Kawi 文学といわれる。カヴィ文学には、上記の叙事詩文学の翻訳・翻案のほか、ヒンドゥ教の聖典 Brahmāṇḍa Purāṇa (ed. J. GONDA, Batavia 1932. cf. GONDA, J.: Einige Mitteilungen über das altjavanische Brahmāṇḍapurāṇa, AO XI, pp. 218-259.), 特にシヴァ派の Vṛhaspati-tattva (ed. Sudarshana DEVI, New Delhi 1957. cf. ZIESENIS, A.: Studien zur Geschichte des Śivaismus, Die Śaiva-Systematik des Vṛhaspatitattva, New Delhi 1958), Gaṇapatitattva (ed. Sudarshana DEVI, New Delhi 1958), などがあり、仏教の聖典としては Sang hyang Kamahāyānikan (聖大乘論), Sang hyang Kamahāyānan Mantranaya (聖大乘真言理趣論), Sutasomajātaka (cf. KERN, H.: On the blending of Sivaism and Buddhism in Java, based on the Old Javanese poem Sutasoma. Verspreide Geschriften, IV pp. 149-177.), Kuñjarakarṇa (s. KERN, H.: De Legende van Kuñjarakarṇa, met Oudjavaanschen Tekst, Nederlandsche Vertaling en Aanteekenigen, V. G. IX. pp. 1-76) などがあり (拙稿『ジャヴァの仏教文献について』『印度学仏教学研究』2ノ1, 昭28, pp. 233-236 参照), また物語文学としては Tantu Panggëlaran (s. De Tantu Panggëlaran, uitgegeven, vertaald en toegelicht door Th. PIGEAUD, 's-Gravenhage 1924), 史書として Nāgarakṛtāgama (s. KERN, H.: De Nāgarakṛtāgama. Oudjavaansch lofdicht op Koning Hayam Wuruk van Majapahit. Door Prapañca. 1287 Çaka=1365 A. D. V. G. VII, pp. 230-320; VIII, pp. 1-132), Pararaton (s. Pararaton of Het Boek der Koningen van Tumapelen en Majapahit door J. L. A. BRANDES, Tweede Druk door N. J. Krom, Batavia 1920) など、その他詩学書、辞書などもあり、その文学活動の盛んであったことが知られる。

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

15世紀の中葉以後 Majapahit 王朝の没落とともに、ジャヴァに於けるヒンドゥ文化の流れが途絶し、イスラーム文化の流入という新しい局面がジャヴァ文化史に展開する。Majapahit 朝に続いて、16世紀にはデマク Demak およびパジャン Padjan のイスラーム王国が興った。その統治は短かったが、近代ジャヴァ語の文明への推移が見られ、Matarām 王国の時代（すなわち 1586 年以降）に実を結ぶに至った。Sultan Agëng の 33 年間（1613-1646）に亘る統治によって、ジャヴァ全島が政治的にのみならず文化的にも統一されると、ジャヴァ人の言語とその文学とは新しい段階に入った。かくて、近代ジャヴァ語の文学活動は 18 世紀に至って絶頂に達するのであるが、それには嘗ての Kēdiri および Majapahit 王朝時代の宮廷 kraton に於ける文学活動への懐古と、その遺産とが、大きな役割を果たしたと指摘されている。しかし、新しく伝来した宗教がその素材に新しい要素を加え、新しい資料を提供し、また新しい解釈を与えるなど、大きな影響を及ぼしたことは言うまでもない。その結果、近代ジャヴァ語は古代からの伝統を保持して、既に内容が相当に豊富な言語であったが、さらに芸術的な香気をもつ作品に富むものとなった。かくて、ジャヴァの作家の創作力と感受性によって、大規模な作品が創作されるに至った。この時期の代表作が Sadjarah Bantěn（バンタム年代記）で、詩形の年代記 babad の最高の傑作とされ、ジャヴァの詩人がその美しい母語を新しい詩学の韻律に従わせることに成功した作品とされる。

イスラーム文化のジャヴァ文化への影響とともに、インドネシアの民族文化もジャヴァ文化史に大きな意義のあることは言うまでもない。嚮に言及したように、古代ジャヴァ語の成立が既にその第一歩であり、またカヴィ文学の絢爛たる展開の過程に於いて、13世紀から文学作品にも芸術にも民族文化の影響が明瞭に看取されるに至った。この趨勢はイスラーム文化が移入された後に於いても変りなく、むしろそれによって助長されたとはいえられる。近代ジャヴァ文学に於ける一聯の Panji Pañji 文学および文芸的にそれに関連のある Damar Wuran は、こうして成立した作品である。この物語は Majapahit 王家の太守 patih の既番であった主人公 Damar Wuran と王妃の侍女となっていた王女 Prabhu Kēnja の恋愛物語であるが、Damar Wuran が Prabhu Kēnja の味方をして彼女の故国を回復し、遂に結婚して王位に即いたという物語の中に、民族文化の展開と登昇とが象徴的に物語られているとされる。

さて、Matarām 王国が三次に及ぶ継承戦役（第一次 1704-1708、第二次 1719-23、第三次 1749-57）によって衰微し、ヨーロッパ人のジャヴァに於ける地歩の確立とともに、ジャヴァ人はただ宗教のみに頼る無気力な民となった。この精神力の弱体化はジャヴァ人の政治活動の微弱化とともに文芸の方面に於いても同じ傾向が見られるに至り、文芸活動は一路衰頹していった。しかし、茲に注意すべきは、このような情勢であったにも拘わらず、ジャヴァの民衆は彼等の有する「書物」lujang に愛著していたこと、そして彼等は常に詩を語ろうとし、また歌うような調子で或るメロディ tēmbang に従って詩を暗誦している nēmbang ことである。そして、近代ジャヴァ文学の韻文の作品はワヤン wayang すなわち影絵芝居の上演に際して

咏われ、読誦者も聴衆もともに現実の日常生活の環境から離れて、みずからを名声と闘争の古昔に陶醉させることに耽っているのである。

さて、上述したところから知られるように、ジャヴァ文学にはヒンドゥ文化の伝統とともにイスラーム文化のそれも、民族文化のそれも、或は移入され、或は培養され醸成されているので、従ってジャヴァの文芸作品は大体に於いて三つの大きなサークルに分たれる。まず、第一のサークルは Kawi 文学の伝承の流れを汲むもので、Kawi 文学の詩 kakawin の Bhāratayuddha および Rāmāyaṇa の近代ジャヴァ語訳ならびにそれらの翻案・改作の一群の作品 djarwa である。また、前述の Tantu Panggġlaran の改作である Manikmaya、古代ジャヴァの神話的な歴史を記す Bandoeng なども、このサークルに属する。

第二のサークルは嚮に言及した Pañji 文学である。これは愛すべきジャヴァの王子 Pañji の仁愛と冒険とを讃美した一群の作品で、Pañji は世俗的な騎士物語の主人公として、ジャヴァ人の観念によれば人間的な騎士道の標本とされる。すなわち、彼の愛情の対象として、恋人の Dèwi Angrèni が必ず登場するけれども、Pañji の Dèwi Angrèni に対する愛情は官能的な愛というよりも、むしろ誠実な人間的感情の発露と考えられている。この一群の Pañji 物語は中世ジャヴァに於いてヒンドゥ的なものからジャヴァ的なものへの転回によって生れたものであって、Pañji と彼の恋人 Dèwi Angrèni との数々のメタモルフォーゼで現われる名と、彼等が経験する種々の冒険から、Pañji 物語の中核は本来自然神話であって、太陽と月とがそれぞれ Pañji と Dèwi Angrèni として人格化されていると指摘されている。

第三のサークルは Ménak 文学あるいは Hamza 文学と称せられるものである。これはイスラーム文化に培われたペルシア文学の影響の下に発達したものであって、茲では、Pañji 文学に於いて讃美される Pañji の恋人 Dèwi Angrèni に対する純愛と対比して、Ménak Hamza (ménak とは「貴公子」の意) の精神的な騎士道が称揚される。すなわち、超人的な精神力を賦与された、このイスラームの選ばれた英雄 Hamza は、地上的な愛によっては全く興奮させられず、ただ神への誠信のみが彼を感奮させるのであり、それによって彼は神の敵に対して聖戦 jihād を挑むのである。しかし、この戦いの描写たるや結末のない変転の連続であって、われわれにとっては誠に退屈きわまりないものであるが、ジャヴァの詩人は天地を震撼させる戦闘の音を和らげる手段として、Rĕngganis という美しい女性を Hamza を取巻くサークルの中に採り上げたのである。すなわち、Iman Suwangsa の Argapura の美しく上品な王女 Dèwi Rĕngganis に対する Hamza の愛情を点綴して、この愛の物語の中にジャヴァの詩人は、この上ない詩情を発露したのである。この王女を主人公とする詩 Rĕngganis は Hamza 文学のサークルに属するジャヴァ文学の中で最高の傑作と評価されており、この詩の冒頭に王女 Rĕngganis の美しさと技芸の巧みなことが謳われているが、これはジャヴァ文学に於ける詩的描写の美しさとその手法の注目すべき見本であり、また心理描写のモデルと

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

いわれる。しかし、われわれが茲に注意すべきは、この場合、その本来の精神的宗教的なものが被われて、地上的・人間的な愛情が表面に押し出されていることである。すなわち、ペルシア的・イスラーム的なものが、Pañji 的というか、ヒンドゥ・ジャヴァ的な修飾を受けていることである。しかも、われわれインド文学に親んでいる者にとっては、Dèwi Rēngganis の美しさと技芸の巧みさの描写も極めて常套的な表現であり、ヒンドゥ的と言っても過言ではない。ジャヴァ人はイスラーム教に改宗し、みずからの神々や英雄たちを予言者 Adam の子孫とすることによって、古来の説話の筋書にイスラームの旗を掲げさせたのであるが、なお民衆の心の奥底に深くひそんでいる古来の伝承とその伝統とは牢固として抜くべくもなかった。しかも、嚮に述べたように、この伝統は Wayang という娯楽を通してジャヴァ民衆の心の中に生き永らえているのである。cf. BERG, C.C.: Hoofddlijnen der javaansche Litteratuur-geschiedenis, Leiden 1927.

- 2) LÉVI, S.: Sanskrit Text from Bali, Baroda 1933, pp. XI-XII. なお、Kuṭāra-āgama などとインドの法典を比較研究した書に JONKER, J. C. G.: Een Oud-Javaansch Wetboek vergeleken met indische Rechtsbronnen, Leiden 1885. のあることが知られており、この方面の研究に関して基本的文献とされるが、遺憾ながら筆者はこの書を手に入れる機会に恵まれない。
- 3) cf. MAJUMDAR, R. C.: Suvarṇadvīpa, Vol. II, Dacca 1937, pp. 1—3.
- 4) KROM, N. J.: Hindoe-Javaansche Geschiedenis, Tweede Druk, 's-Gravenhage, p. 421. なお、Kuṭāra の意義に関し FRIEDERICH, R.: The Civilization and Culture of Bali, Calcutta 1959, p. 31. に

Kuṭāra appears to me to be the same as *Uttama*—viz. the name of the third in the line of *Manus*. The conversion of *Uttama* to *Kuṭāra* is quite possible, and supported by a passage of the *Brahmāṇḍpurāṇa*: *Uṭara Manu*, lōt. 11. *Uttara* is the comparative, “the higher,” and *Uttama* the superlative, “the highest” degree. The *K* before *Uṭara* I am inclined to regard as the Polynesian prefix, added through ignorance.

と記されているが、意味をなさない。

- 5) KROM, *op. cit.* p. 421; MAJUMDAR, *op. cit.* p. 3-4.
- 6) なお、また、1358年の年次のある一碑文 (KROM, *op. cit.* p. 422; MAJUMDAR, *op. cit.* p. 4) には、7人の判事はサンスクリット語と古代ジャヴァ語で Kuṭāramānawādīśāstrawīwecanatatpara, kapwa samasama śakte kawiwākṣā ning śāstra makādi Kuṭāramānava と記される。両者はほぼ同義であるが、直訳するとサンスクリット語の部分は「Kuṭāramānava などの法典の適用に専念する者」の意、古代ジャヴァ語の部分は「すべて等しく Ku-

tāramānava を始めとする法典の適用の能力のある者」の意である。

- 7) 以下の記述は MAJUMDAR, *op. cit.* p. 11 ff. の記述による。
- 8) インドに於ける結婚慣習・規定に関しては、岩本裕『印度文化史の課題』昭22, 東京, p. 75 ff. に簡単な記述がある。
- 9) 『マヌ法典』IX. 76——もし夫が聖法達成のために外国に行く時は妻は八年間, 学術または名声のためである時は六年間, 欲望のためである時は三年間, 待つべきである。
- 10) 『マヌ法典』IX. 77——夫は自分を嫌悪する妻を一年間辛抱すべきである。しかし, 一年を経過した後には, その財産を奪い, 同居しなくてもよい。
- 11) 金額の単位は不明である。s. MAJUMDAR, *op. cit.* p. 8. n. 1.
- 12) Minangkabau 族ならびにその母系制に関しては Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië, s. v. Minangkabauers. LEKKERKERKER, C.: Land en Volk van Sumatra, Leiden 1916, pp. 124-126, pp. 134-148. LOEB, E. M.: Sumatra, its History and People, Vienna 1935, pp. 97-127.
- 13) Th. S. Raffles (1781-1826) は 1811 年に Toentang に於けるオランダ側の降伏の後, ジャヴァがイギリス領となり, インド総督ミントー Minto 卿の支配下に置かれると, ジャヴァおよび附属地の統治の最高責任者として副総督に任命された。彼は借地料制度の改革, 奴隷廃止など数々の善政を行ったことで有名である。1814年8月13日のロンドン協定の結果, 1816年3月には Raffles は副総督の地位を解かれたが, 1818年3月に当時未だイギリス領であった Benkoulén の知事となり, 此処を足場に未だオランダの勢力が微弱であったスマトラをイギリス領として存続させようとし, 種々策謀したことが知られている。1824年にイギリスとオランダとの間にロンドン条約が締結されて, Benkoulén は名実ともにオランダ領となったが, Raffles はそれに先きだつて Benkoulén を去った。その帰途, 乗船が火災を起こし, 辛うじて逃れて本国に帰ることができたが, 1819年にシンガポールに永代借地権を得た以後の彼の鬼才と辣腕に対して酬われたのは, 東インド会社当局の不満と本国政府筋の非難であった。会社および故国のために全精力を傾倒し消尽していた彼は, 故国で苦難の二年の後, 45才の若さで死んだ。SWETTENHAM, Sir F. A.: British Malaya, an Account of the Origin and Progress of British Influence in Malaya, 4th ed. London 1920, Chap. 4. には彼の功績を高く評価している。
- 14) Padri 戦争は大体に於いて次の四時期に分たれる。
 1. 1821-1824. Raaff 中佐麾下のオランダ軍の攻撃が続けられ, Bondjol の Toeangkoe Imam の下に強く団結していた Bondjol の Padri 達と一時は和を結んだが, この協定は忽ちに破られ, 新しい戦争が起るに至った。1824年4月17日に Raaff は過労のため Padang で死亡。

インドネシアに於けるイスラーム教に関する一二の問題について

2. 1825-1830. ジャヴァに於ける戦争（いわゆるジャヴァ戦争）のために起った中絶の時期。
3. 1830-1832. 新たにオランダ軍との間に戦いが起ったが、Padri 軍に利あらず。
4. 1833-1837. オランダの統治に対して新らしい反乱が起り、それにアダット党の一部が加担した。Bondjol は Padri 軍によって攻撃され、占領されて、要塞化された。Agam および L. Kota 地方は動乱の増埒と化した。Rau 地方の Amelongen 要塞も Padri 軍の手におちるなど、Padri 軍の勢力は侮るべからざるものがあったが、行政弁務官 *regeerings-commissaris* の Riesz が巧みに反乱をおさえることに成功し、1837年8月16日には当時オランダのスマトラ西海岸の弁務官であった Frans David Cochius と同じくこの方面のオランダ軍司令官であった Andreas Victor Michiels に対して Padri 軍が和議を申し入れて協約が成立した。次いで、その翌年には Daloe-Daloe の Padri 軍も降り、また Mandailing 地方に於けるその勢力も掃蕩されて、Padri 戦争は終わった。
- 15) Sultan Agëng はスルタンの称号を受けるとともに、王国をイスラーム教法に従って統治しようとした。種々の改革を行ったが、法廷は複数の判事によって構成された。これはイスラーム教法に遵ったものではなく、ジャヴァの伝統すなわち換言すれば Adat に譲歩したものであった。このスルタンの時代に編述された法典 *Suria Alam* はイスラーム教法と Adat 法の混淆であった。cf. VLEKKE, B.H.M.: *Nusantara. A History of Indonesia*, The Hague & Bandung 1959, p. 150.
- 16) 地方の主要地に駐在し、イスラーム教法の実際面を扱うとともに、モスク（会堂）の維持・その財産の管理を掌る役人の称。詳しくは、*Encyclopaedia van Nederlandsch-Indië, s. v. panghoeloe*.
- 17) インドネシアに於ける民族主義運動については、*Encyclopaedia van Nederlandsch-Indië, s. v. Sarëkat Islam* の記載が簡にして要を得ている。